

給食業務委託プロポーザル審査要領

給食業務委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「給食業務委託プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 病院給食に関する基本的事項（15点）
- (2) 人員配置体制（40点）
- (3) 経営状況及び業務受託実績（10点）
- (4) バックアップ体制（20点）
- (5) 業務開始に向けた準備スケジュールと引継及び業務終了時の次期受託者への引継に係る対応方針と体制（5点）
- (6) 献立作成体制及び患者サービスの向上（40点）
- (7) 給食材料の調達及び取引先業者の選定（30点）
- (8) 委託料の妥当性（40点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所
日時：令和6年12月6日（金）（予定）
場所：四万十市立市民病院2階大会議室
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は1者20分とする。
イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。
ウ その他詳細については、別途お知らせする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次

点者を決定する。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 企画提案をする者が1者のみの場合であっても、審査委員会を開催する。この場合、総合評価点が満点の60%に満たない場合は契約候補者とししない。